

# あおもり旅行誘客推進業務・企画提案公募要領

## 1. 担当部局

青森県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ

○住所：〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

○電話：017-734-9384（直通）

○FAX：017-734-8126

## 2. 委託業務名

あおもり旅行誘客推進業務

## 3. 停止条件

協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積を徴取した上で契約を締結するが、現時点では予算措置がなされていないため、予算が9月議会において議決された場合に契約を締結することとし、予算措置がされない場合は、契約を締結しない。

## 4. 業務概要

### (1) 実施目的

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により、例年と比較して、大幅な観光需要の低下が懸念されていることから、本県に対する観光需要を獲得するための取組を実施する必要がある。また、観光客が求める「安全・安心」な観光地となるために、適切な感染症予防対策を講じた上で、これらの取組を広く周知していくことが必要である。

こういった現状を踏まえ、旅行会社、本県の宿泊事業者等と連携し、本県の宿泊を伴う旅行を促進する「あおもり旅行誘客推進事業」を実施し、感染症の流行により落ち込んでいる本県への観光需要を生み出すとともに、感染症予防対策に係る取組の促進、さらには取組を幅広く周知することで、観光客が求める「安全・安心」の確保、観光客の受入環境を万全なものとするため実施する。

### (2) 最優秀提案者（採用者）数及び見積限度額

最優秀提案者数：1者

見積限度額：1,355,020千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）。内、1,100,000千円（税込）

は、仕様書案4（1）に記載されているとおり、受注者が本キャンペーン参画事業者に対して支払うキャンペーン実施料の上限額として経費積算に含めること。

### (3) 履行期限

令和3年3月31日（水）

## 5. 業務内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり。なお、最終的な仕様書等については、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

## 6. 企画提案公募への参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、別紙2「あおり旅行誘客推進業務・企画提案 参加資格」に掲げる条件を全て満たしている法人、複数事業者による共同事業体とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下、「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類（以下、「規約書等」という。））を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争の参加及び事業の委託契約手続きを行うものとする。

また、代表者及び他の構成員については、別紙2「あおり旅行誘客推進業務・企画提案 参加資格」に掲げる条件を全て満たす事業者とし、契約候補者となった場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

## 7. 企画提案公募スケジュール

NO	期限若しくは日程	内容
①	令和2年9月28日（月）15時	参加表明書、企業概要、企画提案書作成に関する質問等の提出
②	令和2年9月29日（火）15時	質問に対する回答（青森県庁ホームページに掲載するほか、質問者に対して個別にメールで回答する）
③	令和2年10月5日（月）15時	企画提案書の提出
④	令和2年10月6日（火）	審査会の実施
⑤	令和2年10月7日（水）	審査結果の通知（最優秀提案者の決定）
⑥	審査結果通知後	最優秀提案者と契約締結に向けた協議開始
⑦	10月8日（木）以降 （青森県9月議会閉会后）	契約締結

## 8. 企画提案に係る詳細

### (1) 参加表明書、企業概要及び企画提案書作成に関する質問等の提出

項目	詳細
提出書類	参加表明書（様式1-1）又は参加表明書（様式1-2）、企業概要（様式2）、質問書（様式3。質問等がない場合は提出不要） ※企業概要（様式2）における「事業内容」及び「会社の特徴」項目は、簡潔に記入すること（概念図、写真、イラスト等掲載可）。
提出期限	令和2年9月28日（月）15時（ <u>必着</u> 。郵送の場合、発送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす）
提出先	本要領「1. 担当部局」に記載のとおり。
提出方法	持参（土、日、祝日を除く。）または郵送により1部提出すること。
参加資格の可否及び喪失	参加表明書（様式1-1又は様式1-2）を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

	<p>①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。</p> <p>②本手続きの期間中に、別紙 2「あおり旅行誘客推進業務・企画提案 参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。</p>
その他	参加表明後に辞退する場合、速やかに提案辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) 質問に対する回答

項目	詳細
回答日	令和 2 年 9 月 29 日（火） 15 時
回答方法	本企画提案公募を掲載している青森県庁ホームページに記載するほか、質問者に対しては個別に電子メールにより回答する（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること）。
その他	受付期間以外の質問については回答しないので留意すること。

(3) 企画提案書の提出

項目	詳細
提出書類	様式は任意で、日本産業規格 A4 又は A3 サイズ（折り込むこと）を基本とし、それぞれページを付すこととする。
提出期限	令和 2 年 10 月 5 日（月） 15 時（ <b>必着</b> 。郵送の場合、発送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす）
提出先	本要領「1. 担当部局」に記載のとおり。
提出方法	持参（土、日、祝日を除く。）または郵送により <b>6 部</b> 提出すること。
記載内容	<p>別紙 1「仕様書（案）」の項目に基づき、下記内容を<b>必ず記載</b>すること。</p> <p><b>①「あおり旅行誘客推進業務」に係る事務運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局運営の体制（従事するスタッフの人数、実施体制等を記載）</li> <li>●全国の旅行者を対象とする「あおり旅キャンペーン（仮称）」の実施計画（案） <ul style="list-style-type: none"> <li><b>旅行者が旅行会社、OTA（オンライントラベルエージェント）に申し込む場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一泊当たり 5,500 円（税込）割引を適用した旅行商品造成、販売方法の仕組みについて具体的に記載</li> </ul> </li> <li><b>旅行者が宿泊施設に申し込む場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一泊当たり 5,500 円（税込）相当の宿泊特典の内容と、旅行者への配付方法について具体的に記載</li> </ul> </li> <li>・業務スケジュール</li> <li>・キャンペーン実施料執行計画（案）（事業者ごとの実施料配分、目標額、目標達成手段等を具体的に記載）</li> </ul> </li> <li>●本キャンペーンで販売される旅行商品、宿泊プラン等の<b>販売状況が定期的に更新され、進捗状況を即座に確認できる</b>システム等の提案</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本キャンペーンの周知方法（どのような手段で参画事業者及び旅行者への周知を図るかを具体的に記載）</li> <li>●その他、キャンペーンの実施に関する独自の取組（任意提案。仕様書案以外に見積限度額内で独自の取組があれば記載）</li> </ul> <p><b>②感染症予防対策の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策確認の実施体制（従事するスタッフの人数、実施体制等を記載）</li> </ul> <p><b>③その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費精算書</li> </ul>
その他	提出された書類は返却しない。

#### (4) 審査会の実施

項目	詳細
日時	令和2年10月6日（火）※詳細な時間については、各参加者に別途連絡する
場所	青森県庁内 ※詳細な場所については、各参加者に別途連絡する。
審査方法	上記（3）内の記載内容に掲げた各項目について評価し、点数化の上、合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。なお、合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により選定する。
企画説明実施時間	1社あたりの説明時間は15分以内とし、その後、内容について10分程度の質疑応答の時間を設け、説明者退室後、5分程度の審査整理の時間を設ける。
説明方法	提案説明は、事前に提出した企画提案書に記載された内容の範囲で行う。パソコンを使用する場合は各社で用意したパソコンを用いて説明をする。ただし、プロジェクターは誘客交流課で準備する。
その他	参加者が1者の場合でも、審査員1人あたりの平均点数が満点の1/2未満の場合は「最優秀提案者なし」とする。

#### (5) 審査結果の通知（最優秀提案者の決定）

項目	詳細
通知日	審査後、速やかに文書により通知（令和2年10月7日（水）を予定）
その他	審査結果についての質問は受け付けない。

#### (6) 最優秀提案者との契約締結に向けた協議及び締結内容

- 最優秀提案として選定された企画提案書を参考に、業務内容及び金額の協議を行う。
- 業務内容に関して、最優秀提案者の企画提案書内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行うことがある。
- 協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積を徴取した上で、契約を締結する。なお、現時点では予算措置がなされていないため、予算が9月議会において議決された場合に契約を締結するものであり、予算措置がなされない場合は、契約を締結しない。

○発注者が必要と認めるときは、委託料の全額又は一部を受注者に対して前払いすることができる。

## 9. その他の留意事項

○手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

○本企画提案の実施に当たって要した経費(提出書類の作成、郵送代等)は全て参加者の負担とする。

○提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。

○提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

○企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。